

令和５年度予算編成方針

1 本町の財政状況

日本経済は、新型コロナウイルス感染症や世界的な物価高騰に直面する中、景気は緩やかに持ち直しているものの、不安定な海外情勢や物価上昇による家計・企業への影響などの下振れリスクもあり、先行きの不透明さが懸念される状況となっています。

地方財政においても、引き続き新型コロナウイルス感染症に対応しつつ、段階的に社会経済活動を正常化する取組みが求められる一方で、デジタル変革やグリーン化、防災・減災対策等国施策に呼応した取組みを推し進めていく必要がありますが、これらに集中的かつ持続的に取り組むための安定的な財源の確保が大きな課題となっています。

こうした中、本町の令和５年度の財政見通しは、歳入面では、固定資産税・都市計画税は負担調整措置や設備投資などによる増収が見込まれるものの、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響が見通せない中において、企業収益や個人所得の上積み进行を期待することは難しく、歳入の根幹である町税全体では、今年度当初予算比で微増にとどまる見込みとなっています。

一方、歳出面では、児童福祉関係給付費や障がい福祉関係給付費などの扶助費の増や、元金償還の開始に伴う公債費の増といった義務的経費の増加に加え、原油価格・物価高騰に伴う全般的な経費の押上げも見込まれることから、公共施設の老朽化に伴う改修・更新などの投資的経費や新たな政策的経費へ十分な予算配分ができない状況となっています。

このように、令和５年度は、引き続き不足する財源を補うために財政調整基金の取崩しが不可欠となることから、コロナ禍における環境変化を改革・改善・改良を行う好機と捉え、**業務の洗い出しや精査、事務事業の廃止など大胆な見直しと施策の新陳代謝を進め、より質の高い住民サービスを実現するための予算としていくことが求められます。**

予算編成に当たっては、**何のために実施するのか、何を実現したいのか**を意識し、**より効果的、より効率的な手法**を考えながら、**既存施策・事業も含めた取捨選択を行い、限られた経営資源を最大限有効活用**しなければ

なりません。

2 予算編成上の基本方針

令和5年度は、本年度策定する「第6次愛川町総合計画」の初年度であるとともに、「第2期愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4年目に当たることから、新規事業への早期の着手や着実な計画の推進を図り、成果目標の達成に向けて積極的に施策を展開していくことが求められます。

さらには、感染症に対応しつつ、段階的に日常体制に近づける取組みと併せ、原油価格・物価高騰から町民生活を守り、地域経済の回復を図るなど、**町民の命と生活を最優先とした施策**を進めていかなければなりません。

そこで、令和5年度の予算編成に当たっては、持続可能な行財政運営に向け、自主財源はもとより、国県支出金等の依存財源を含めて**あらゆる財源を最大限に確保する**とともに、**まちの活力や魅力の向上につながる、将来に向けて希望あふれる町民本位の事業へ重点的に配分する**こととし、**知恵を絞り工夫を凝らしながら可能な限り経常経費の増加抑制を図り、施策・制度の徹底した見直しや優先順位の厳しい選択を行う**こととします。

なお、主要事業の具体化に当たっては、国や県の施策のほか、総合計画実施計画をはじめとした町の主要計画との整合を基本とし、特に次の事項を重点取組み課題としますので、各課題に即した施策・事業を積極的・精力的に検討の上、予算編成に臨まれるようお願いいたします。

(1) 重点取組み課題

ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえたまちづくり

●新型コロナウイルス等感染症対策の充実

- ・円滑なワクチン接種体制の維持
- ・アフターコロナを見据えた地域経済活性化事業の推進
- ・家畜伝染病の防疫に係る取組みの推進 など



安心して子育てと教育ができるまちづくり

● 妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援の充実

- ・ 官民連携による待機児童ゼロの推進
- ・ ニーズに対応した保育体制の充実
- ・ すこやか親子健康診査等事業の推進
- ・ 子育て支援事業の充実 など



● 未来を担う児童・生徒の教育環境の充実

- ・ G I G A スクールとグローバル教育の推進
- ・ 学校給食の推進と地産地消の取組み強化
- ・ いじめ・不登校対策の強化
- ・ 放課後児童クラブとかわせみ広場の連携推進
- ・ 学校施設環境の充実 など



だれもが笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

● 未病対策と健康寿命の延伸に向けた取組みの推進

- ・ 健康増進施策の充実強化
- ・ 生活習慣病検診事業の推進
- ・ 高齢者インフルエンザ予防接種の推進
- ・ 乳幼児健康診査事業の推進
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防の取組み
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進 など



● 高齢者がいつまでも活躍できる環境の整備

- ・ 高齢者の買い物支援ネットワークの構築
- ・ 高齢者の就労と外出支援の推進
- ・ 包括的支援事業の推進
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 認知機能低下予防事業の充実
- ・ 高齢者見守り事業の充実 など



● 思いやりとやさしさあふれるまちづくり

- ・ 農福連携事業の推進
- ・ 平和思想の普及啓発促進
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた取組み強化
- ・ L G B T Q 等マイノリティの人権尊重の推進
- ・ 医療介護分野における官学連携の推進
- ・ 要配慮者への支援の強化 など



次代を見据えた持続可能なまちづくり

●魅力ある地域資源の発掘と発信

- ・地域資源を活用した観光・産業連携拠点づくりの推進
- ・シティプロモーションと地域ブランド力向上に向けた取組み
- ・農業の6次産業化への支援
- ・営農者や新規就農者等への支援と遊休農地の解消
- ・新たな産業用地の創出と企業誘致に向けた取組み
- ・いにしえの生活・文化を後世に伝える取組みの推進
- ・新しい生活様式を踏まえた効果的なイベント事業の実施 など



●生活環境に配慮した持続可能なまちづくり

- ・カーボンニュートラルに向けた取組みの強化
- ・総合的な空き家対策事業の推進
- ・移住・定住施策の推進
- ・公共交通の充実と町内循環バスの利用促進 など



安全・安心に住み続けられるまちづくり

●リスクマネジメントの推進

- ・特殊詐欺等防止対策の推進
- ・指定避難所環境整備及び防災資機材整備の推進
- ・消防・救急機能の充実強化
- ・特定空き家対策の推進
- ・地域防災力の向上促進
- ・交通安全施策の推進 など



●公共ストックの適切な活用と長寿命化の推進

- ・平山下平線整備事業の促進
- ・公共施設E S C O事業の推進
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- ・ごみ処理広域化と減量化・再資源化の推進
- ・県道54号狭あい箇所の整備促進
- ・効率的で効果的な行政運営の推進
- ・愛川聖苑の効果的な活用の推進
- ・し尿処理施設の効率的な運営



- ・ 公共施設個別施設計画の着実な推進
- ・ 上下水道施設の更新と耐震改修の推進 など

●その他の事項

- ・ 新規事業提案があった内容については、必要に応じて協議

(2) 既存事業のスクラップの徹底

重点取組み課題に掲げる施策の財源を確保するため、既存事業については、社会経済情勢や町民ニーズの変化等を的確に捉え、行政関与の必要性が高い事業であるか、実績、有効性、公平性、代替可能性など根幹まで踏み込んで検証すること。その結果、**予算額や事務量などに照らして成果が乏しいもの、時代の変化等で効果が薄れたものは、休止や廃止、統合などのスクラップを行うこと。**

なお、新規事業については、極力、既存事業のスクラップとセットで要求し、全体事務量の増加抑制にも配慮すること。

(3) 事業の計画的な執行と横断的な調整

各事業については、適時性、費用対効果、全体計画、執行体制、スケジュール等を精査し、綿密な執行計画を策定した上で計上すること。特に、施設の修繕や設備更新については、個別施設計画における改修や長寿命化のスケジュールと整合を図ること。

他の部課に関連する事業の具体化に当たっては、事前に十分な調整を行い、必要経費の計上漏れや重複投資が生じないように留意すること。

新たな事業や拡充する事業にあっては、中長期的視点を持った上で経費の平準化を図るとともに、住民・ボランティア・企業などの多様な主体との連携・協力による取組みを検討すること。

(4) 事業水準の見直しの徹底

扶助費については、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、**給付水準や助成対象について徹底した見直しを行うこと。**

関係団体等への運営費、奨励的な補助金及び交付金については、新型コロナウイルス感染症の影響など、時代・状況の変化を踏まえた必要性の十分な精査と検証を行い、団体等の自立的、自主的運営の促進を求めるとともに、**令和4年度当初予算額をベースとして、繰越金や留保財源を確認の上、運営実態に応じて減額や終期を設定するなどの見直しを行うこと。**

(5) 自主財源の確保

自主財源は、行政運営の源泉であるという意識を持ち、税や保険料等の収納率向上や収入未済額縮減に最大限努力するとともに、使用料・手数料、参加者負担金等は、物価高騰に伴うコスト増嵩を念頭に置き、受益者負担の原則や公平性、他自治体の状況を踏まえて見直すほか、施設等の利用率の向上にも努めること。

なお、全科目の使用料・手数料については、見直しを図ることを念頭に調査（近隣の状況や必要経費の推移など）を実施し、客観的かつ適切に最終判断ができるような資料の作成をすること。

(6) 国・県補助金等の確保

国・県補助事業については、単年度の有利性のみにとらわれることなく、全体計画など後年度の財政負担等を十分検討した上で、積極的な確保を図ること。

なお、国・県予算の都合により、補助金が減額して交付されるケースが多いことから、**国・県の動向に細心の注意を払い、情報収集を尽くし、**補助制度の変更等に的確に対応すること。

また、他自治体や民間等の補助制度の活用事例を参考にし、各種の助成制度（【例】スポーツ振興くじ助成）の活用を図るなど、**新たな財源創出に積極的に取り組むこと。**

(7) 予算の見積り

令和5年度の当初予算は「通年予算」で編成するため、見積りに当たっては年間見通しに基づき予定されるすべての収入、支出について計上し、

年度途中における予算の補正に依存することのないよう留意すること。

特に、工事関係経費については、過大見積りとならないよう工法・材料の精査などコスト削減に努めるほか、計画的かつ円滑な事業執行が図られるよう複数年度に分割し進捗調整を行うなど、可能な限り事業費や発注時期の平準化を図ること。

(8) 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計の見積りについては、前記事項に準じて行い、保険税や使用料等の収納率の向上をはじめ、財源確保に最大限の努力を払うとともに、独立採算の原則に則り、一般会計との負担区分を明確にし、一般会計からの繰入金に安易に依存することのないよう、より一層の経費節減、効率化及び健全経営に努めること。

なお、保険税や使用料・手数料については、見直しを図ることを念頭に調査（近隣の状況や必要経費の推移など）を実施し、客観的かつ適切に最終判断ができるような資料の作成をすること。

水道事業及び公共下水道事業においては、財政基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略に基づき、施設の老朽化対策をはじめ、効率的で実効性の高い施策・事業を的確に講じること。

(9) その他

予算措置に伴い、**条例等を制定・改廃する必要があるものは、関係課と十分協議の上、早期に理事者の方針決定を求める**とともに、住民への周知方法やスケジュールについても遺漏のないよう検討しておくこと。

なお、予算編成に当たっての細部事項については、別に示す「令和5年度予算編成要領」によるものとする。